

工場・事業場の皆さんの

下水道使用の手引

令和6年4月

倉 吉 市

目 次

1. はじめに	1
2. 特定施設と特定事業場	1
3. 下水道に及ぼす影響と排除基準	2
下水道施設への影響	2
倉吉市下水道排除基準値	3
下水道法における水質規制の仕組み	4
4. 特定施設の設置等の届出について	5
5. 除害施設の設置等の届出について	6
6. 公共下水道使用開始（変更）の届出	6
7. 水質の測定及び保存について	7
8. 立入検査について	7
9. 報告の徴収について	7

特定施設一覧

様 式

1. はじめに

公共下水道は私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためになくてはならない施設です。

しかし、工場や事業場から有害物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されますと、下水道管を損傷させたり、下水処理場の機能を著しく低下させるなどの悪影響を及ぼし、私たちの生活がおびやかされることとなります。

工場や事業場が悪質な下水を排除しようとする場合には、一定の基準値以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。

この手引きは、工場や事業場の皆さんが公共下水道を使用する場合に必要な届出や水質基準等について説明したものです。

2. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で、「水質汚濁防止法施行令別表第1」に掲げられているものや、ダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で、「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表2」に掲げられているものをいいます。

この特定施設を設置している工場や事業場を特定事業場といいます。

特定事業場とその他の工場や事業場では届出書類や排水規制等に違いがありますので、皆さんの工場や事業場がどちらに該当するかよく調べてください。

3. 下水道に及ぼす影響と排除基準

一般に下水道というと、どのような水質の下水でも流すことができると思いがちですが、実際にはそうではありません。

下水道に排除される汚水によっては、そのまま排除すると下水道管の腐食や閉塞等の原因となったり、処理場へ流入すると処理機能の低下などを引き起こす物質等を含んでいるものがあります。

事業所排水による下水道に及ぼす影響と、公共下水道へ下水を排除できる水質基準は次のとおりです。

下水道施設への影響

カドミウム及びその化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物（溶解性）、マンガン及びその化合物（溶解性）、クロム及びその化合物	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場の生物処理機能を阻害する。 汚泥中に濃縮・蓄積されるため、汚泥の処分、有効利用を困難にする。
シアン化合物	<ul style="list-style-type: none"> 青酸ガスの発生により、管内作業が危険となる。 下水処理場の生物処理機能を阻害する。
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサソ	<ul style="list-style-type: none"> 下水管内での作業を危険にする。 下水処理場の生物処理機能を阻害する。
フェノール類	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の発生と下水処理場の生物処理機能を阻害する。
窒素、燐、アンモニウム窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度になると、処理機能が低下する。
生物化学的酸素要求量	<ul style="list-style-type: none"> 生物処理に大きな負荷を与え、処理水質を悪化させる。
浮遊物質	<ul style="list-style-type: none"> 下水道管内に堆積し、閉塞させる原因となる。 下水処理場の負荷が増大し、処理機能に影響を与える。
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<ul style="list-style-type: none"> 揮発性の油類は、火災や爆発の危険がある。 油脂は下水道管に付着し閉塞の原因となる。
水素イオン濃度	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート、鉄等を腐食させる。 他の排水との混合により、有毒ガスを発生させる。
温度	<ul style="list-style-type: none"> 高温排水は管の腐食や悪臭の発生の原因となる。 下水道管清掃に支障となる。
ヨウ素消費量	<ul style="list-style-type: none"> 猛毒の硫化水素を発生する危険がある。 下水道管内を酸欠状態にする危険性がある。 生物処理機能を阻害する。

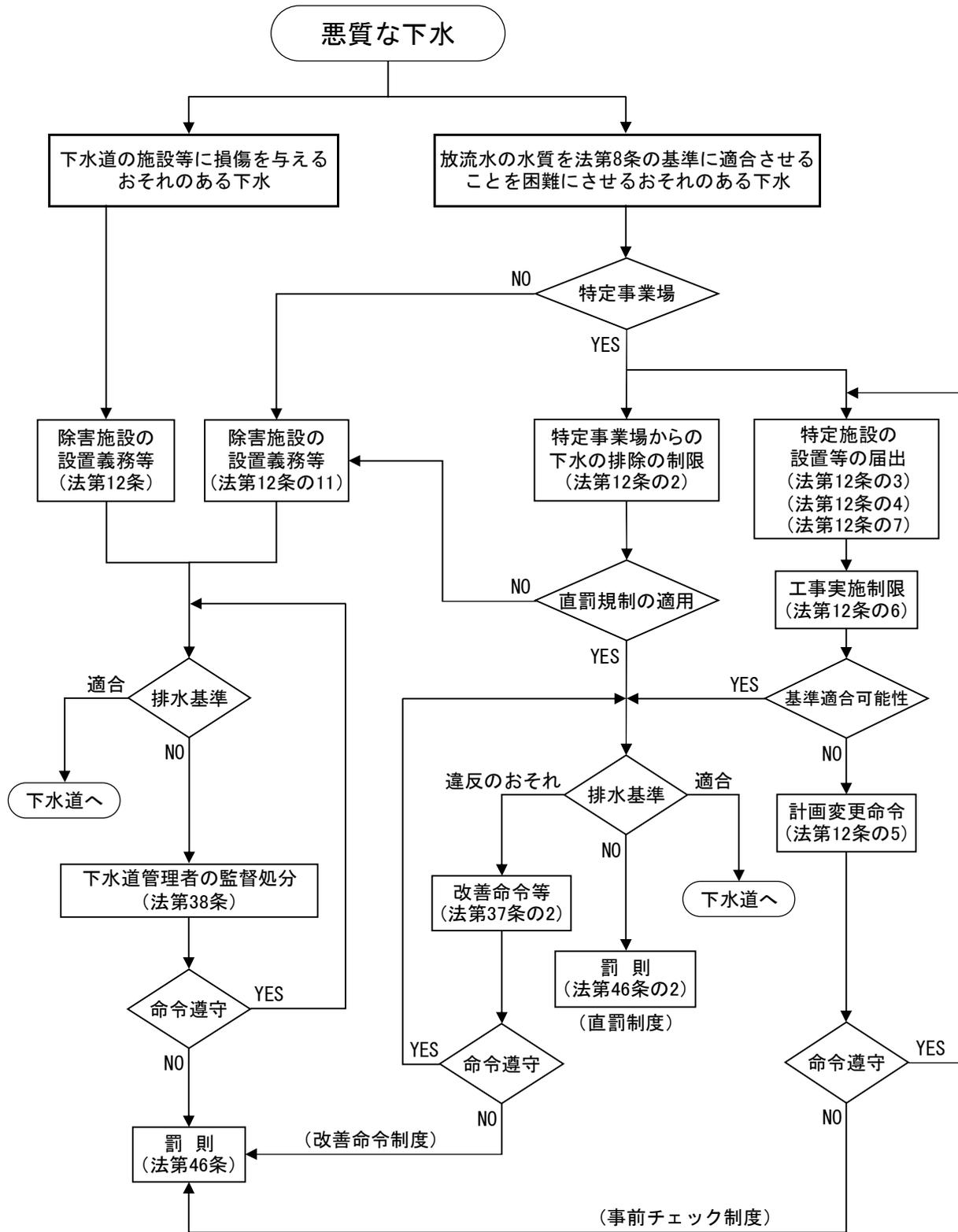
倉吉市下水道排除基準値

令和6年4月1日現在

	項目	単位	特定施設のある工場・事業場		特定施設のない工場・事業場	
			50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
政 令 の 基 準	健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.03以下		0.03以下
		シアン化合物	〃	1以下		1以下
		有機リン化合物	〃	1以下		1以下
		鉛及びその化合物	〃	0.1以下		0.1以下
		六価クロム化合物	〃	0.2以下		0.2以下
		砒素及びその化合物	〃	0.1以下		0.1以下
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	〃	0.005以下		0.005以下
		アルキル水銀化合物	〃	検出されないこと。		検出されないこと。
		ポリ塩化ビフェニル	〃	0.003以下		0.003以下
		トリクロロエチレン	〃	0.1以下		0.1以下
		テトラクロロエチレン	〃	0.1以下		0.1以下
		ジクロロメタン	〃	0.2以下		0.2以下
		四塩化炭素	〃	0.02以下		0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	〃	0.04以下		0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	〃	1以下		1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.4以下		0.4以下
		1,1,1-トリクロロエタン	〃	3以下		3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06以下		0.06以下
		1,3-ジクロロプロペン	〃	0.02以下		0.02以下
		チウラム	〃	0.06以下		0.06以下
		シマジン	〃	0.03以下		0.03以下
		チオベンカルブ	〃	0.2以下		0.2以下
		ベンゼン	〃	0.1以下		0.1以下
		セレン及びその化合物	〃	0.1以下		0.1以下
		ほう素及びその化合物	〃	230以下		230以下
ふっ素及びその化合物	〃	15以下		15以下		
1,4-ジオキサン	〃	0.5以下		0.5以下		
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10以下		10以下		
準 環 境	環境項目	フェノール類含有量	mg/ℓ	5以下	5以下	5以下
		銅及びその化合物	〃	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物	〃	2以下	2以下	2以下
		鉄及びその化合物(溶解性)	〃	10以下	10以下	10以下
		マンガン及びその化合物(溶解性)	〃	10以下	10以下	10以下
		クロム及びその化合物	〃	2以下	2以下	2以下
条 例 の 基 準 等	環境項目	窒素含有量	〃	240未満	240未満	240未満
		燐含有量	〃	32未満	32未満	32未満
		アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	〃	380未満	380未満	380未満
		生物化学的酸素要求量(BOD)	〃	600未満	600未満	600未満(※1)
		浮遊物質質量(SS)	〃	600未満	600未満	600未満(※1)
		ノルマルヘキサン	〃	5以下	5以下	5以下
		抽出物質質量含有量	〃	30以下	30以下	30以下(※1)
		水素イオン濃度(pH)	—	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満
備 考	等	温度	℃	45未満	45未満	45未満
		ヨウ素消費量	mg/ℓ	220未満	220未満	220未満

- 1 内は、基準値を超える水質の排出が禁止されており、直罰対象の排除基準値。
- 2 内は、基準に適合した下水を排除するよう除害施設を設置するなどの必要な措置を講じなければならない排除基準値。
- 3 ※1 1日当たりの平均排出量が50m³/日未満の場合は適用除外。
- 4 ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置する事業場に適用。

下水道法における水質規制の仕組み



4. 特定施設の設置等の届出について

継続して下水を公共下水道に流す工場や事業場に「特定施設」を設置しようとするときは、旅館業（第66号の3。ただし同号八に掲げる施設のうち温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）を除いて、特定施設の設置等の届出が必要です。

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の内容	届出の期限
特定施設設置届出書 (様式第六)	公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置使用とする場合 (法第12条の3第1項)	(1) 氏名・名称・住所、法人 にはあつてはその代表者の氏名 (2) 工場・事業場の名称・所在地	特定施設の設置工事着手予定日の60日前まで
特定施設使用届出書 (様式第七)	公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	(3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用方法	特定施設となった日から30日以内
	既に特定施設を設置している者で、新たに公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	(6) 特定施設から排出される汚水の処理方法 (7) 下水の量・水質、用水・排水の系統	公共下水道を使用することとなった日から30日以内
特定施設の構造等変更届出書 (様式第八)	上記の届出をした者が届出内容の(4)～(7)を変更しようとする場合 (法第12条の4)	(4)～(7)の変更した内容	特定施設の構造等変更工事着手予定日の60日前まで
氏名変更届出書 (様式第十)	上記の届出をした者が届出内容の(1)(2)を変更しようとする場合 (法第12条の7)	(1)(2)の変更した内容	変更した日から30日以内
特定施設使用廃止届出書 (様式第十一)	特定施設の使用を廃止したとき (法第12条の7)	廃止した特定施設	廃止した日から30日以内
承継届出書 (様式第十二)	施設を譲り受け又は借り受けた場合、相続、合併により上記の届出をした者の地位を承継したとき (法第12条の8第3項)	承継の内容等	承継した日から30日以内

注) 特定施設設置届及び特定施設の構造等変更届については、この届出が受理された日から60日後でなければ工事にかかれませんが、理由があつて工事を早期に着工したい場合には期間の短縮を申請することができます。

5. 除害施設の設置等の届出について

特定事業場でない工場や事業場でも下水道へ排除しようとする汚水が基準を超える場合は、基準以下の水質にするよう必要な措置を行うか、除害施設を設置しなければなりません。除害施設とは、工場や事業場からの排水の水質を、条例で定める基準に適合させるために排水を処理する施設のことをいいます。

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の期限
除害施設設置等届 (様式第6号)	公共下水道を使用する者で、除害施設を新設、増設、改築、修理又は撤去しようとする場合。 届け出た事項を変更しようとする場合。 (条例第14条)	除害施設の設置工事着手予定日の15日前まで
除害施設設置等工事完了届 (様式第7号)	除害施設の設置等の工事が完了した場合。 (条例第15条第1項)	工事の完了した日から5日以内
除害施設管理責任者選任届 (様式第9号)	除害施設管理責任者を選任又は変更した場合 (条例第17条)	選任又は変更のあった日から15日以内

6. 公共下水道使用開始（変更）の届出

工場・事業場（特定事業場に限りません）で、次のいずれかに該当する場合は事前に届出をしてください。

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の内容
公共下水道使用開始（変更）届 (様式第四)	<ul style="list-style-type: none"> 日最大排水量が50m³以上の場合 下水道排除基準を超える場合 上記の届出をしたのち、水量や水質を変更しようとする場合 (法第11条の2第1項)	下水の量 下水の水質 使用開始の時期
公共下水道使用開始届 (様式第五)	特定施設の設置者が公共下水道を使用しようとする場合 (法第11条の2第2項)	使用開始の時期

7. 水質の測定及び保存について（法第12条の12）

特定施設の設置者（法第12条の2等の規制の対象から外れている旅館業の用に供するちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設も含まれる）は、排除する下水の水質を測定し、その結果の記録を5年間保存しておかなければなりません。

水質の測定方法は次のとおりです。

1. 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令に規定する方法で行ってください。
2. 水質の測定回数は項目ごとに次のように定められています。
 - 温度・水素イオン濃度については排水の期間中1日1回以上
 - 生物化学的酸素要求量については14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
 - ダイオキシン類については1年を超えない排水の期間ごとに1回以上
 - その他の測定項目については7日を超えない排水の期間ごとに1回以上
3. 測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。
4. 下水の採取は、公共下水道への排出口ごとに、公共下水道に流入する直前で、公共下水道による影響の及ばない地点で行ってください。
5. 測定の結果は、水質測定記録表（様式第十三）により記録してください。

8. 立入検査について（法第13条）

公共下水道の施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つため、工場や事業場に対し随時立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件の検査を行います。

9. 報告の徴収について（法第39条の2）

公共下水道を適正に管理するために必要な限度において、特定施設の設置者及び悪質下水の排除者から、事業場の状況、除害施設、下水の水質等について報告の徴収ができることとなっています。

特定施設一覧

下水道における特定施設は、水質汚濁防止法に規定する特定施設とダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設が対象になります。

(1)水質汚濁防止法に規定する特定施設

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第一関係 別表第一

番号	特定施設
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)

	ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 □ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 □ 湯煮施設 ハ 洗浄施設

18の3	<p>たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	<p>紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精錬機及び精錬そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	<p>洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	<p>化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	<p>一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー</p>
21の3	<p>合板製造業の用に供する接着機洗浄施設</p>
21の4	<p>パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	<p>木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	<p>パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	<p>新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設

24	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	<p>前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	<p>カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
29	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	<p>発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設

31	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ ふっ素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

	<p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗浄施設</p>
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
38の2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)</p>
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
41	<p>香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>
42	<p>ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗浄施設</p>
43	<p>写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p>
44	<p>天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>
45	<p>木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
46	<p>第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗浄施設</p>
47	<p>医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 動物原料処理施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ 分離施設</p> <p>ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同)</p>

	じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加流施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設

	<input type="checkbox"/> ガス冷却洗浄施設 <input type="checkbox"/> 圧延施設 <input type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 還元そう <input type="checkbox"/> 電解施設 (溶融塩電解施設を除く。) <input type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 水銀精製施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設 <input type="checkbox"/> 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業 (武器製造業を含む。) の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> 焼入れ施設 <input type="checkbox"/> 電解式洗浄施設 <input type="checkbox"/> カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 <input type="checkbox"/> 水銀精製施設 <input type="checkbox"/> 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業 の用に供する自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業 の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> タール及びガス液分離施設 <input type="checkbox"/> ガス冷却洗浄施設 (脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設 (水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、 工業用水道施設 (工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定するものをいう。) 又は 自家用工業用水道 (同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。) の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの (これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) <input type="checkbox"/> 沈でん施設 <input type="checkbox"/> ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)
66 の 3	旅館業 (旅館業法 (昭和 23 年法律第 138 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの (下宿営業を除く。) をいう。) の用に供する施設であつて、つぎに掲げるもの <input type="checkbox"/> ちゅう房施設 <input type="checkbox"/> 洗濯施設 <input type="checkbox"/> 入浴施設
66 の 4	共同調理場 (学校給食法 (昭和 29 年法律第 160 号) 第 6 条に規定する施設をいう。以下同じ。) に設置される ちゅう房施設 (業務の用に供する部分の総床面積 (以下単に「総床面積」という。) が 500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業 の用に供する ちゅう房施設 (総床面積が 360 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

66 の 6	飲食店 (次号及び第 66 号の 8 に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 (総床面積が 420 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店 (次号に掲げるものを除く。) に設置されるちゅう房施設 (総床面積が 630 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設 (総床面積が 1,500 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。) で病床数が 300 以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ ちゅう房施設 <input type="checkbox"/> ロ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69 の 2	中央卸売市場 (卸売市場法 (昭和 46 年法律第 35 号) 第 2 条第 3 項に規定するものをいう。) に設置される施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 卸売場 <input type="checkbox"/> ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場 (卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの (卸売市場法施行令 (昭和 46 年政令第 221 号) 第 2 条第 2 号に規定するものを除く。) をいう。) に設置される施設であつて、次に掲げるもの (水産物に係るものに限り、これらの総面積が 1,000 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) <input type="checkbox"/> イ 卸売場 <input type="checkbox"/> ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設 (海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号) 第 3 条第 14 号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。) の用に供する洗車施設 (屋内作業場の総面積が 800 平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術 (人文科学のみに係るものを除く。) に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 洗浄施設 <input type="checkbox"/> ロ 焼入れ施設
71 の 3	一般廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定するものをいう。) である焼却施設
71 の 4	産業廃棄物処理施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。) のうち、次に掲げるもの <input type="checkbox"/> イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) 第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第

	<p>4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p>
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）第一条関係 別表第二

番号	名称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	<p>カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 硫酸濃縮施設</p> <p>ロ シクロヘキサン分離施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
8	<p>クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>
9	<p>4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 乾燥施設</p> <p>ハ 廃ガス洗浄施設</p>
10	<p>2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設</p> <p>ロ 廃ガス洗浄施設</p>
11	<p>8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設</p> <p>ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設</p> <p>ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設</p> <p>ニ 熱風乾燥施設</p>
12	<p>アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設</p> <p>ロ 湿式集じん施設</p>

13	<p>亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 精製施設 口 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
14	<p>担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ ろ過施設 口 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p>
15	<p>別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの</p> <p>イ 廃ガス洗浄施設 口 湿式集じん施設</p>
16	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設</p>
17	<p>フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ プラズマ反応施設 口 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p>
18	<p>下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）</p>
19	<p>第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）</p>

届出内容に対応する提出書類

届出の種類	提出書類	様式
<p>特定施設設置届出書 (下水道法第12条の3第1項)</p> <p>※届出受理から60日より 短い期間で着工したい場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設設置届出書 ・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の使用の方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排出水の汚染状態及び量 ・ 用水及び排水の系統 <p>※実施制限期間短縮申請書</p>	<p>様式第六</p> <p>別紙1</p> <p>別紙2</p> <p>別紙3</p> <p>別紙4</p> <p>別紙6</p>
<p>特定施設使用届出書 (下水道法第12条の3第2項) (下水道法第12条の3第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設使用届出書 ・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の使用の方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排出水の汚染状態及び量 ・ 用水及び排水の系統 	<p>様式第七</p> <p>別紙1</p> <p>別紙2</p> <p>別紙3</p> <p>別紙4</p> <p>別紙6</p>
<p>特定施設の構造等変更届出書 (下水道法第12条の4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設の構造等変更届出書 ・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の使用の方法 ・ 汚水等の処理の方法 ・ 排出水の汚染状態及び量 ・ 用水及び排水の系統 	<p>様式第八</p> <p>別紙1</p> <p>別紙2</p> <p>別紙3</p> <p>別紙4</p> <p>別紙6</p>
<p>氏名変更届出書 (下水道法第12条の7)</p>	<p>氏名変更届出書</p>	<p>様式第十</p>
<p>特定施設使用廃止届出書 (下水道法第12条の7)</p>	<p>特定施設使用廃止届出書</p>	<p>様式第十一</p>
<p>承継届出書 (下水道法第12条の8第3項)</p>	<p>承継届出書</p>	<p>様式第十二</p>
<p>水質測定記録表 (下水道法第12条の12)</p>	<p>水質測定記録表</p>	<p>様式第十三</p>
<p>公共下水道使用開始(変更)届 (下水道法第11条の2第1項)</p>	<p>公共下水道使用開始(変更)届</p>	<p>様式第四</p>
<p>公共下水道使用開始届 (下水道法第11条の2第2項)</p>	<p>公共下水道使用開始届</p>	<p>様式第五</p>
<p>除害施設設置等届 (条例第14条)</p>	<p>除害施設設置等届</p>	<p>様式第6号</p>
<p>除害施設設置等工事完了届 (条例第15条第1項)</p>	<p>除害施設設置等工事完了届</p>	<p>様式第7号</p>
<p>除害施設管理責任者選任届 (条例第17条)</p>	<p>除害施設管理責任者選任届</p>	<p>様式第9号</p>

特定施設設置届出書

年 月 日

倉吉市長 様

申 請 者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

下水道法第12条の3第1項（下水道法第25条の18条1項において準用する同法第12条の3第1項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※ 施設番号	
△ 特定施設の構造	別紙のとおり	※ 審査結果	
△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	※ 備 考	
△ 汚水の処理の方法	別紙のとおり		
△ 下水の量及び水質	別紙のとおり		
△ 用水及び排水の系統	別紙のとおり		

- 備 考
- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定施設の構造

号 番 号 及 び 名 称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の使用の方法

号 番 号 及 び 名 称					
設 置 場 所					
操 業 の 系 統					
使 用 時 間 間 隔					
1日当たりの使用時間					
使用の季節的変動					
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量					
汚 水 等 の 汚 染 状 態	種 類 ・ 項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
汚 水 等 の 量		通 常	最 大	通 常	最 大
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項					

備考 汚水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

汚水等の処理の方法

処理施設の設置場所									
工事着手予定年月日		年	月	日	年	月	日		
工事完成予定年月日		年	月	日	年	月	日		
使用開始予定年月日		年	月	日	年	月	日		
種類及び型式									
構造									
主要寸法									
能力									
処理の方式									
処理の系統									
集水及び導水の方法									
使用時間間隔									
1日当たりの使用時間									
使用の季節変動									
反応用消耗資材の1日当たりの用途別使用量									
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の量		通常		最大		通常		最大	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法									
排出水の排出方法									
その他参考となるべき事項									

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
- 2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

排水水の汚染状態及び量

排水口名						
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	
排水の量		通常	最大	通常	最大	
その他参考と なるべき事項						

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

用水及び排水の系統

<p>用水及び排水の系統</p>		
	用 途	取 水 量
<p>用途別用水使用量</p>		

実施制限期間短縮申請書

年 月 日

倉吉市長 様

申請者 住 所

電 話 番 号

氏名又は名称

(法人にあってはその代表者の氏名)

年 月 日付け届出の特定施設の設置（構造等の変更）について、次の理由により、実施制限期間を下水道法第12条の6第2項の規定に基づき短縮されるよう申請します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
特定施設の種類	
実施希望年月日	年 月 日
理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

特定施設使用届出書

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

{ 下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）
下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第3項） } の規定に
より、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙(1)のとおり	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙(1)のとおり	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙(2)のとおり		
△下水の量及び水質	別紙(3)のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙(4)のとおり		

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

下水道法第12条の4（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の4）の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統）	別紙のとおり	※審査結果	
		※備考	

- 備考
- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照されるものとする。
 - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

氏名変更等届出書

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		※ 整 理 番 号	
	変 更 後		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日		年 月 日	※ 施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※ 備 考	

- 備 考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の7）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

承継届出書

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号		
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類		※ 施設番号		
特定施設の設置場所		※ 備考		
承継の年月日				
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m ³ /日)								

- 備考
- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
 - 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令(昭37年 厚生省令、建設省令 第1号)第9条に規定するところにより、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

公共下水道使用開始（変更）届

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排 除 場 所	倉吉市		排水口数	
排出汚水の水量 又は水質	水量 水質	月平均 立方メートル 下記のとおり	日最大 立方メートル	
開始（変更） 年 月 日	年 月 日			
処 理 方 法			施設名称	

*裏面へつづく

様式第四（裏面）

項目	排水口					単位
	月排水量					
	m3	m3	m3	m3	m3	
温度						℃
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量						mg/ℓ
水素イオン濃度						水素指数
生物化学的酸素要求量						5日間mg/ℓ
浮遊物質						mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量						
{ 鉱油類含有量						mg/ℓ
{ 動植物油脂類含有量						mg/ℓ
窒素含有量						mg/ℓ
燐含有量						mg/ℓ
沃素消費量						mg/ℓ
カドミウム及びその化合物						mg/ℓ
シアン化合物						mg/ℓ
有機燐化合物						mg/ℓ
鉛及びその化合物						mg/ℓ
六価クロム化合物						mg/ℓ
砒素及びその化合物						mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物						mg/ℓ
アルキル水銀化合物						mg/ℓ
ポリ塩化ビフェニル						mg/ℓ
トリクロロエチレン						mg/ℓ
テトラクロロエチレン						mg/ℓ
ジクロロメタン						mg/ℓ
四塩化炭素						mg/ℓ
1, 2-ジクロロエタン						mg/ℓ
1, 1-ジクロロエチレン						mg/ℓ
シス-1, 2-ジクロロエチレン						mg/ℓ
1, 1, 1-トリクロロエタン						mg/ℓ
1, 1, 2-トリクロロエタン						mg/ℓ
1, 3-ジクロロプロペン						mg/ℓ
チウラム						mg/ℓ
シマジン						mg/ℓ
チオベンカルブ						mg/ℓ
ベンゼン						mg/ℓ
セレン及びその化合物						mg/ℓ
ほう素及びその化合物						mg/ℓ
ふっ素及びその化合物						mg/ℓ
1, 4-ジオキサン						mg/ℓ
フェノール類						mg/ℓ
銅及びその化合物						mg/ℓ
亜鉛及びその化合物						mg/ℓ
鉄及びその化合物（溶解性）						mg/ℓ
マンガン及びその化合物（溶解性）						mg/ℓ
クロム及びその化合物						mg/ℓ
ダイオキシン類						pg-TEQ/ℓ
※						
摘要						

- 備考 1 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 ※印のある欄は、令第9条の9第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

公共下水道使用開始届

年 月 日

倉吉市長 様

申請者

住 所

電話番号

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日	特定施設の種類	

- 備 考
- 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

除害施設設置等届

年 月 日

倉吉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

倉吉市公共下水道条例第14条の規定により次のとおり届け出します。

除害施設の設置場所及び使用者	倉吉市 番地 (電話)										
除害施設の施工者	(電話)										
排水設備等の施工者	(電話)										
工事の種類	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 新設</td> <td style="width: 33%;">2 改築</td> <td rowspan="4" style="width: 33%; vertical-align: middle;">工事又は事業場面積</td> <td rowspan="4" style="width: 33%; vertical-align: middle;">m²</td> </tr> <tr> <td>3 増設</td> <td>4 修理</td> </tr> <tr> <td>5 撤去</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 新設	2 改築	工事又は事業場面積	m ²	3 増設	4 修理	5 撤去			
1 新設	2 改築	工事又は事業場面積	m ²								
3 増設	4 修理										
5 撤去											
工事期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">着工予定</td> <td style="width: 33%;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完了予定</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日						
着工予定	年 月 日										
完了予定	年 月 日										
排出汚水の水量及び水質	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">水量</td> <td style="width: 50%;">日平均</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>別紙のとおり</td> </tr> </table>	水量	日平均	水質	別紙のとおり						
水量	日平均										
水質	別紙のとおり										
除害施設の型式											
変更する場合	変更事項										
	変更理由										
添付図書	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 付近の見取図</td> <td style="width: 50%;">2 配置図</td> </tr> <tr> <td>3 生産工程図</td> <td>4 除害施設の説明書</td> </tr> <tr> <td>5 資金計画書</td> <td></td> </tr> </table>	1 付近の見取図	2 配置図	3 生産工程図	4 除害施設の説明書	5 資金計画書					
1 付近の見取図	2 配置図										
3 生産工程図	4 除害施設の説明書										
5 資金計画書											

(注) 届出は、工事着手の15日前までに届け出なければならない。

除害施設設置等工事完了届

年 月 日

倉吉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

倉吉市公共下水道条例第15条第1項の規定により次のとおり届け出します。

除害施設の設置 場所及び使用者	倉吉市	番地		
工 事 の 種 類	1 新設	2 改築	工事着工年月日	年 月 日
	3 増設	4 修理	工事完了年月日	年 月 日
	5 撤去		使用開始年月日	年 月 日
除 害 施 設 の 施 工 者				
排 水 設 備 の 施 工 者				
処 理 前 及 び 処 理 後 の 水 質	処理前	別紙のとおり		
	処理後	別紙水質試験証明書のとおり		
備 考				

(注) 届出は、工事完了の日から5日以内に届け出なければならない。
水質は、実測によること。
水質測定記録表の様式は、下水道法施行規則様式第13号による。

除害施設管理責任者選任届

年 月 日

倉吉市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

倉吉市公共下水道条例第17条の規定により次のとおり届け出します。

設 置 場 所	倉吉市 番地
除 害 施 設 管 理 責 任 者 の 氏 名	
所 属 部 課 及 び 役 職 名	
資 格	
資 格 取 得 年 月 日	年 月 日
備 考	